

体験型防災訓練等運営業務仕様書

1 業務名

体験型防災訓練等運営業務

2 目的

子どもから大人まで幅広い年齢層が楽しみながら防災を身近に感じられる防災イベントとして、市制施行20周年記念事業「防災フェスタ」を開催し、体験型防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

※防災フェスタ実施日は、令和8年1月11日（日）とする。

4 履行場所

たつの市龍野町富永1005番地1 龍野体育館

5 業務内容

(1) 体験型防災訓練の運営

臨場感あふれる体験を通じて学べるよう、工夫を凝らした会場設営を行い、限られた時間内で複数の防災体験プログラムに挑戦しながら、安全確保（脱出）を目指す構成とする。

さらに、体験後には振り返りの時間を設け、災害発生時や避難生活に必要な知識や行動を実践的に習得できる防災訓練を実施する。

なお、訓練実施に当たっては、体験型のプログラムに加え、映像資料なども活用することで、より多角的に災害の状況や対応を理解できるよう工夫すること。

※実施時間は、9時から15時までの間とし、委託者と受託者が協議の上、決定する。また、訓練全体の所要時間は、1回当たり15分以上とする。十分な従事者を配置し、支障のない運営に努めること。（なお、運営には委託者からの支援要員の派遣はないものとする。）

※受付は、受託者が行うこととし、受付方法は、委託者と受託者が協議の上、決定する。なお、受付に係る費用は受託費に含まれるものとし、追加で発生する場合は受託者が負担すること。

※会場は龍野体育館2階競技場とし、全面（約30m×約40m）を活用して実施すること。設営は、令和8年1月10日（土）13時から17時まで、撤収は防災フェスタ終了後から17時までに完了させること。また、電力が必要な場合には、龍野体育館の供給範囲内の電力を使用できるものとする。

※体験型防災訓練の運営部分について、再委託は認めない。

(2) 体験型防災訓練の印刷物の制作等

①体験型防災訓練に使用する資料（振り返りシート等）

②アンケート用紙（電子申請フォームの制作を含む。）

※アンケート集計・報告書作成は、受託者が行うこと。

※体験型防災訓練の受入は400名程度とし、予備も含め不足がないようにすること。

(3) 防災フェスタのチラシデザインの制作

A4サイズ（両面）

※著作権は委託者に帰属するものとする。

※同日開催の消防出初式の内容も盛り込むこと。

(4) 防災フェスタの企画及び運営支援

委託者が企画する防災フェスタの内容について、市民が楽しみながら防災を学び、災害への備えを身近に感じられるイベントとなるよう、防災の視点に加え、イベント運営や集客に関する専門的な知見を活かして助言を行うこと。

また、当日、防災フェスタが円滑かつ安全に運営できるよう、委託者の運営を支援すること。

6 成果物

(1) 防災フェスタのチラシデザイン（PDF形式の電子データ）

※令和7年11月14日（金）までに納品すること。

(2) 業務完了報告書（体験型防災訓練の実施写真を含む。）※紙及び電子データ

7 秘密の保持等

受注者は、本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。特に、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に則り、その内容の保護に努めるものとする。

8 その他

(1) 受託者は、本業務に熟達したものを指導、監督にあたらせるものとし、会場設営及び運営従事者全てに対し、本仕様書の内容を周知徹底させること。

(2) 会場設営及び運営に関するスケジュールや資料等は、委託者に提出し、必要に応じて打ち合わせを行うこと。また、受託者が委託者の保有する資料や情報等を必要とする場合は、事前に申し出た上で、委託者がその必要性を認めたときに限り、提供を受けることができるものとする。

(3) 本業務に伴う器物の破損や人身事故等の防止に努め、特に、子どもだけの来場が想定されることを踏まえ、安全面及び訓練内容に十分配慮した運営を行う

こと。万が一、器物に損害を与えた場合や人に負傷を負わせた場合は、受託者がその賠償責任を負うものとする。また、その事実を速やかに委託者に報告し、適切に対応すること。子どもだけの来場も考慮した上で、運営にあたること。

- (4) 会場設営時、運営時及び撤収時に発生したゴミは、受託者が責任をもって持ち帰ること。
- (5) 会場設営及び撤収（いずれも後片付けおよび清掃を含む）が完了した後は、委託者の検査を受けること。
- (6) 成果物は、第三者の有する肖像権、所有権、著作権その他の権利を一切侵害しないものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。